

令和3年度広島県農業関係施策検討会議議事概要

I 日 時 令和3年7月29日(木) 13:30~16:00

II 場 所 広島県庁 農林庁舎2階打合せ室 (広島市中区基町10番52号)

III 出席委員 細野委員(議長), 梅津委員, 草野委員, 篠原委員, 西原委員, 山根委員

IV 議 題

1 消費・安全対策交付金について

- (1) 消費・安全対策交付金の概要
- (2) 家畜衛生の推進
- (3) 農薬の適正使用等の総合的な推進, 重要病害虫の特別防除等
- (4) 養殖衛生管理体制の整備

2 日本型直接支払制度について

- (1) 日本型直接支払制度
- (2) 中山間地域等直接支払交付金
- (3) 多面的機能支払交付金
- (4) 環境保全型農業直接支払交付金

3 産地生産基盤パワーアップ事業について

- (1) 産地生産基盤パワーアップ事業の概要
- (2) 事業実施一覧

V 担当部署 広島県農林水産局農業経営発展課

電話 (082) 513-3591

VI 会議内容

1 消費・安全対策交付金について

(1) 消費・安全対策交付金の概要

消費者に安全な食料を安定的に届けるために、生産から供給にいたる各段階において、地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じたリスク管理や疾病予防に取り組む必要がある。

この交付金は、これらの取組に必要な経費に充当できる交付金であり、本県では本交付金を活用して、農畜水産物の安全性の向上や、伝染性疾病・作物の病害虫の発生予防・まん延防止に取り組んでいる。

農畜水産物の安全性の向上については、農薬の適正使用等の総合的な推進に取り組んでいる。

また、伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止については、家畜衛生の推進、養殖衛生管理体制の整備、重要病害虫の特別防除等に取り組んでいる。

(2) 家畜衛生の推進について

令和2年度は、例年取組んでいる一般型の取組に加え、特別交付型の取組を行った。

一般型は、畜産物の安全性を確保するために、生産段階から適切な衛生管理が必要という観点から、家畜衛生を推進するため、本交付金を活用して、疾病予防・早期発見、疾病発生時の体制整備・飼養管理等について調査、指導を実施している。

監視体制の整備・強化では、死亡牛に対するBSE検査を157頭実施し、すべて陰性だった。

家畜の伝染性疾病の発生予防では、畜産農家が遵守すべき衛生管理事項である、飼養衛生管理基準の指導を行った。

家畜の伝染性疾病のまん延防止では、高病原性鳥インフルエンザなどの疾病が本県で発生した際の体制整備として、関係機関等への説明会を行うとともに、発生時に必要となる防疫資材を購入、備蓄した。

畜産物の安全性の向上では、動物用医薬品の使用実態調査を30戸、薬剤耐性菌発現状況調査を2戸実施した。

家畜衛生の推進に係る関連機器の整備では、家畜伝染病の検査に必要な機器の整備を、家畜保健衛生所3か所で実施した。

目標の考え方については、家畜の伝染性疾病の検出率（摘発・発生）の低減率と検査件数の増加率を充実度として目標値設定し、消費・安全対策交付金の実施要領に基づき算出している。伝染性疾病発生件数は85件、検査件数12,350件を見込み、充実度（目標値）は101.6とした。

実績として、疾病発生件数63件、検査件数11,480件と、いずれも見込みよりも減少した。

検査件数の減少については、新型コロナウイルス感染症及び県内において高病原性鳥インフルエンザが発生した影響により、検査業務の一部を縮小せざるを得なかったことが原因と考えている。

その中でも指標となる充実度（実績値）は113.0であり、計画時の目標を上回った。

なお、令和2年12月には県内養鶏場において高病原性鳥インフルエンザが発生したが、継続発生することなく、1件の発生に留めることができた。これは、備蓄防疫資材を整備したことや関係機関への説明会を重ねたこと、検査機器を整備したことなど、取組の成果もあり、防疫措置を速やかにおこなうことができたと評価している。

事業費は26,323,810円、うち交付金相当額は13,161,000円だった。

特別交付金は、国内における豚熱及び近隣諸国におけるアフリカ豚熱の発生が継続して確認され、これらの疾病への対策のため、国が緊急的に予算化した交付金である。

本県においても、当該疾病の県内養豚施設への進入防止対策のため、本交付金を活用して取組を行った。

メニューごとの令和2年度の主な実績は次のとおりである。

家畜衛生対策による生産性向上の推進については、広島空港国内線出口への靴底消毒マットの設置を行い、当該疾病の本県への侵入防止を図った。また、捕獲された野生いのししの豚熱等の検査体制を確立し、当該疾病が本県へ侵入した際、早期発見できる体制を整えた。

家畜衛生の推進に係る関連機器の整備については、西部畜産事務所病性鑑定課において、当該疾病の専用の検査機器を整備し、検査時の交差汚染防止対策を行った。

農場バイオセキュリティの向上については、一般社団法人広島県畜産協会が事業実施主体になり、県内養豚施設に対し、当該疾病の侵入防止を行うための動力噴霧器や防鳥ネット等の資材を整備した。

令和2年度は、本県における豚熱及びアフリカ豚熱の発生はなかった。

なお、この取組によって、捕獲された野生いのししの検査体制を確立したこと及び交差汚染防止対策を実施したことから、県内に当該疾病が侵入した際、早期発見できる体制を整えることができたと考えている。

事業費は 11,508,263 円、うち交付金相当額は 5,401,000 円だった。

(3) 農薬の適正使用等の総合的な推進、重要病害虫の特別防除等

農薬の適正使用等の総合的な推進については、食の安全・安心を確保する上で、消費者の残留農薬などへの関心は非常に高いことから、農薬の販売業者や使用者が、法令に基づいて、適正な販売や使用を行うよう、行政機関として、徹底していく必要がある。

このため、県では、研修会や講習会を開催し、啓発活動に努めるとともに、立入検査を行うなど、監視活動や指導を行っている。

昨年度の実績のうち、啓発活動については、農薬の販売業者や使用者、JA等の指導的立場の者を対象とした危害防止講習会等の研修会を、当初、年5回を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で2回の開催となった。

危害防止講習会は、農薬の使用頻度が高くなる6月の推進月間を中心に開催し、毎年500名程度（令和元年度：478人）の参加があるが、全国一斉の緊急事態宣言に伴い、当該期間での中止を余儀なくされた影響による。

一方、各地域や産地での栽培研修会などの機会を活用した啓発活動は、計画を上回る87回の開催となった。

年間では県全体で延2,000名余りを対象に、農薬危害防止に向けた啓発を行う計画であったが、講習会の中止などの影響により、昨年度は1,200名余りの参加者数となった。

監視活動については、農薬の取扱量が比較的多い事業者の中から、農薬販売者ではホームセンターやJAの販売店など21店舗を、また、農薬使用者については集落型農業生産法人やゴルフ場などの中から10件を抽出し、立入検査を実施した。

県では、権限移譲している17市町分を除き、県自らが調査した6市町の対象のうち、不適切な販売や使用の発生割合が12.5%以下となるよう、昨年度は目標を設定していたが、結果として、16.7%と未達成となった。

目標値を下回った主な理由は、販売者の一般農薬帳簿の備付け期間（3年間）の不備や、廃止届や変更届の未提出であり、速やかに改善に向けた周知等行ったところである。

県では、この結果を踏まえ、農薬の適正販売、安全使用の推進に向け、今後も継続して、

法令遵守に向けた啓発指導に取り組んでいく。

重要病害虫の特別防除等については、海外から我が国へ侵入した場合に、生産者にとって重大な被害が予想される病害虫への警戒を行うこと、また、万が一侵入した時に迅速な防除が実施できるよう、まん延防止を図ることを目的としたものである。

侵入が警戒されているミバエ類の害虫の調査は、チチュウカイミバエ、ミカンコミバエ、ウリミバエについて、それぞれ、4月から11月にかけて、年間延べ56回の調査を行い、現在のところ、発生は確認されていない。

また、令和2年度から新たに実施している蛾のコドリングアの調査についても、同様に1か所で8回調査を行い、県内での発生は確認されていない。

(4) 養殖衛生管理体制の整備

養殖衛生管理体制の整備については、県内においては海面でマダイ、ヒラメ、ノリ等の、内水面においては放流用のアユやマス類、また観賞魚であるニシキゴイの養殖業者に対し、水産用医薬品の適正指導を実施した。指導を行った経営体数は、指導会議によるものが24、巡回指導によるものが41、その他によるものが100。

また、令和3年3月に県内養殖場で特定疾病に指定されているバナメイエビの急性肝臓壊死症が発生したため、まん延を防止するために、該当養殖場内水槽のバナメイエビの焼却処分及び関連飼育器具・施設等の消毒を実施した。

質 疑

委員 一般型と特別交付型の違いは。

事務局 一般型は例年活用して取組を行っている交付金。特別交付型は、特定の疾病についての対策をとるために国が種分けした交付金。

委員 家畜衛生の推進（特別交付型）について、事業費11,508,263円のうち、畜産協会負担額4,418,262円とあるが、交付金相当額5,401,000円は、県が事業実施主体になった事業費だけに対するの交付金額か。それとも畜産協会が事業実施主体になった事業費に対する交付金額も含めた額か。

事務局 5,401,000円は、県が事業実施主体になった事業費に対するの交付金額と、畜産協会が事業実施主体になった事業費に対する交付金額を合わせた金額。

委員 農場バイオセキュリティの向上については、県は資金的な負担は無いとの理解で

良いか。

事務局 貴見のとおり。

委員 農薬の適正使用等の総合的な推進のうち、不適切な販売については資料に記載のとおりだと思うが、不適切な使用とはどのようなものか。

事務局 使用者における不適切な保管管理が主。使用履歴の記帳の不備や有効期限切れ農薬の使用など。一般的にイメージされる、不適切な濃度による散布などは、残留農薬検査等により検査されており、基づく法律が異なる。

委員 不適切な販売及び使用の発生割合の目標値 12.5%の妥当性は、1割でも多いように感じるが。

事務局 指摘事項で毎年多いのは、販売店における除草剤の陳列や表示の不備。ホームセンターの本部の指示により、農薬である除草剤とそうでない除草剤、農薬である殺虫剤と衛生害虫の殺虫剤、などを混在して陳列している場合がある。繰り返しの検査・指導により徐々に是正されることを目指して目標を設定している。

委員 間違って購入する人が 16.7%いるということか。

事務局 販売方法等に不備があった店舗が 16.7%ということ。間違って購入・使用されているかは不明。また、間違えて購入していても最終的には使用者責任であるが、行政としてはそういった間違いを減らすために販売店へも指導をしている。

委員 ホームセンターなどで販売されているものには、酢などが農薬のように売られているが、そのようなことか。

事務局 そのとおり。例えば除草剤でも同じ商品名で農薬と、農薬でないものがある。酢も試験して登録されているものもある。登録されていないものは農薬として販売してはいけない。農薬として登録するには効果や安全性など各種試験が必要で、費用もかかる。効果も確認されているもの。これらが混在して売られているのがいけない。これを是正するために指導している。

委員 交付金に差があるものとイコールのものがあるが違いは。また、事業費に人件費は含まれるか。

事務局 基本的には 1/2 以内だが、重要病害虫など侵入したら農業への影響が大きいものについては 10/10 交付される。農薬関係については、人件費は含まれない。

委員 立入検査の指導率 12.5%の母数は 31 (販売 21, 使用 10) か。全県でいったらもっといると思うが。また、それに対する指導率が達成/未達成かに一喜一憂するのはい

かがなものか。もっと、重大な事案や繰り返しの違反があったときに重点的に指導するなどが必要なのでは。

事務局 母数は 31。権限移譲していない 6 市町に対する検査であり、販売店舗は 5 年に 1 度のペース、使用者は大型農業生産法人を中心に認定農業者の 5 % を検査している。権限移譲している市町へは市町担当者研修会で周知している。

委員 さきほどの説明にもあったように、直接消費者に重大な影響がありそうな事項を重点的に是正することがわかるような評価方法になればいいと思う。

委員 バナメイエビの急性肝臓壊死症は人間に影響とかはないのか？

事務局 人間に影響はない。

委員 目標の養殖経営体数について全数実施まで残り僅かなので頑張ってもらいたい。

2 日本型直接支払制度について

(1) 日本型直接支払制度

日本型直接支払制度は農業農村の多面的機能の維持発揮を図るもので、多面的機能直接支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援の 3 階建てで構成されている。

まず、1 階部分の中山間地域等直接支払は、急傾斜などで条件不利な農地についてそのコスト分を支援する制度。2 階部分の多面的機能支払は、平地部分の農地に対しても支援可能。所得補償ではなく地域ぐるみで集落を守る活動に対して交付する。3 階部分の環境保全型農業直接支払は、環境負荷低減の取組について支援している。

広島県は平成 30 年度から令和 2 年度までは、ひろしま未来チャレンジビジョン農林水産業アクションプログラム（第Ⅱ期）に取り組んでおり、令和 3 年度から令和 7 年度については、2025 広島県農林水産業アクションプログラムを策定し、日本型直接支払制度は、「中山間地域農業の活性化」に位置付けられている。具体的な行動計画として、地域ぐるみの保全管理ということで、日本型直接支払制度を活用しながら支援する。また、基幹的な水利施設などの整備と保全管理について、地域だけでは守れない広域的なエリアにまたがるような大規模な施設については行政が整備を担っていく。令和元年の現状として維持されている農地面積 54,100ha を、令和 7 年に 51,100ha とし、年間約 500ha の減少に留めることを指標として取り組んでいく。

(2) 中山間地域等直接支払交付金

中山間地域等直接支払事業は広島県内 23 市町のうち 18 市町で取り組まれている。

広島県内の協定面積は 20,139ha であり、交付金額は広島県全体で約 27 億円となっている。集落協定の概要について、交付金の配分方法は、共同取組活動充当へ使う方法と農家への配分があるが、年々個々の農家への配分の割合が増えている。基礎的な活動のみを行っている協定へ単価の 8 割が交付され、集落戦略を作成する協定は単価の 10 割を交付される。全ての協定が取り組む基礎部分の共同取組活動の実施状況について、水路・農道の管理はほぼ全ての協定で取り組まれており、周辺林地の下草刈りに取り組む協定も多い。10 割交付となる体制整備単価に取組む協定に係る活動として、第 5 期対策では集落戦略を作成する必要があるが、現在集落戦略を作成中の協定が 9 割を超えており、既に完成した協定は 69 協定である。

今までの活動に加え、加算措置に関する内容を実施すると所定額が加算される。広島県では生産性向上加算の取組が一番多く実施されており、主にはスマート農業に多くの協定が取り組んでいる。

棚田地域振興活動加算について、目標を第三者機関で確認し、意見聴取をいただくことになっているため、詳しく説明する。令和元年に棚田地域振興法が施行され地域指定されたところの認定棚田地域振興活動計画が内閣府により認定されると、その計画の中から三つ以上この加算で活動する内容を選び取り組むと加算額が交付されることとなる。広島県は 3 協定取り組まれており、全て安芸太田町となっている。

①津浪集落協定

目標：コンバイン田植え機等の更新，自然ふれあいイベントの取組，ビオトープを再生・復活させ，希少な水生生物と触れ合える環境づくりに取り組む，農村交流体験イベントの実施，都市との交流事業の実施。

②井仁集落協定

目標：常用草刈り機等省力化機械の導入，景観植物の 20,000 本の植栽，展望台・ベンチ・看板等を 10 箇所以上改修・設置することによる観光客の受け入れ。

③寺領月の子集落協定

目標：高性能農業機械の導入補助，干し柿の加工実習体験，都市との交流事業の実施。
個別協定は、個々の担い手が実施する協定。体制整備単価を交付されている協定がほとんどである。

直近5年間の取組の推移について、第4期対策時は、年々面積は増加傾向にあったが、令和2年度から第5期対策となり、減少した。毎回、期が変わる更新の際に減少し、その後市町・県の普及活動で回復するという傾向があるため、今回も市町と県で連携して令和元年度の水準へ戻すように推進し、取り組みたい。

耕地面積と耕地利用率の推移について、近年は、緩やかな減少傾向が続いている。

(3) 多面的機能支払交付金

基本的に中山間地域等直接支払は急傾斜地が対象であるが、多面的機能支払交付金は全域、農振農用地であれば取り組めることとなっている。

国、県、市町に土地改良事業団体連合会を事務局とする推進組織を含めた体制で推進している。

県内17市町で取り組んでおり、取組面積は18,562haであり活動組織は782組織、交付金額が10億83百万円となっている。また、県内の農振農用地面積は52,788haであり、カバー率は35.1%となっている。平成26年度に多面的機能支払交付金が創設され大きく取組面積が伸びたが、その後は現状を維持し活動している。市町毎の取組状況として取組面積では庄原市、三次市、東広島市が多く、農振農用地における取組率が高いのは、大竹市、世羅町、北広島町となっている。活動内容として、農地維持支払では、畦畔・水路の草刈・泥上げが多くを占め、資源向上支払（共同活動）では、畦畔、水路の補修を実施し、資源向上支払（長寿命化）では水路、農道の補修・更新を実施している。

課題として、高齢化や農業者の減少に伴い活動組織の体制構築ができないことや事務処理を担う人材不足が大きな理由となっており、今後、取組をやめる組織も現れることも予想され体制強化のための広域化を推進していく必要がある。また、集落法人により集積された地域以外では、担い手への面的な農地集積が進んでいない状況にあるため、活動期間内に策定する今後の保全管理の姿や実現に向けた方法を検討し取りまとめる地域資源保全管理構想をきっかけに活動組織から担い手への農地集積を促す必要がある。

(4) 環境保全型農業直接支払交付金

この交付金の目的は、日本型直接支払い制度の1つとして、農業・農村の多面的機能の発揮の促進を図る地域活動等に対して支援を行うものである。

対象者は、複数の農業者等による任意組織等となっている。

対象者の要件は、主作物について販売を目的に生産していること、平成30年度から国際水準GAPを実施していることとなっている。

対象農地は、農業振興地域内の農地及び生産緑地地区内の農地であるが、生産緑地地区内の農地の対象はない。

事業要件は、自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動を実施することとなっている。その例としては、技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布、あるいは地域住民等との田植え・収穫等の農作業体験等を通じた交流会の開催等がある。

対象となる取組及び単価は、第2期対策の始まった令和2年度から取組の対象及び単価が変更となっており、化学肥料、化学合成農薬を県の慣行レベルから5割以上低減する取組と合わせて行う取組として、これまでの堆肥の施用、カバークロップに加えて、リビングマルチ、草生栽培、不耕起播種、長期中干し、秋耕、並びに有機農業の取組に対して、それぞれ設定された単価での交付を予定している。

令和2年度の実績は、71件、約561haの取組に対して、交付金約3,067万円を交付した。

令和2年度は13市町で実施しており、取組実施面積の大きい市町としては、三原市、庄原市、世羅町などとなっている。これは集落法人による堆肥施用による取組面積が大きい。

令和3年度の計画は、堆肥の施用の取組が37件、カバークロップの取組が6件、有機農業の取組が21件、有機農業の取組のうち、炭素貯留効果の高い有機農業が6件で、合計面積805ha、交付金約3,958万円の交付を見込んでいる。

質 疑

委員 haや㎡、田や畑の傾斜度の単位が統一されておらず分かりにくい。

事務局 単位がなるべくそろうように気を付けたい。傾斜は、田はまとまりの中で、奥行きが何メートル、上の田から下の田まで高低差何メートルという表し方をし、畑は植える面自体の勾配が、植える際の難度にかかわるため度数で表すやり方を取っている。

委員 大学で行うインターンシップは何学部か。どういう効果があるのか。

事務局 学部は特に決まっていない。職業体験という趣旨で行い、単位が取得できる。高齢化が進み、衰退が進んでいく中、若者と一緒に町おこしを行い、棚田については加算額を交付し自ら棚田を守る方法を決めていただき、何とか保全を進めているところである。

委員 広島大学でも学生を受け入れ、井仁集落協定で、作業体験、カフェの手伝いを実感してもらおう。保全方法等長期的な視点でワークショップを行い、ホスト側になって受け入れを行い、地域の方々と意見交換を行っている。地域の方々が気づかない発想を取り入れて活動を進めている。地域も元気になる。

委員 一般の人には広げないのか。

委員 集落の人数も限られているのでなかなか広げていくのは難しい。観光客として来ていただいてカフェを利用してもらったりということはある。棚田百選にも指定されておりアメリカのCNNでも取り上げられている。

委員 観光資源として意味があるのはよくわかるが、農業として効率の悪い棚田で続けることに意味があるのか。大きなコンバインのかっこ良さを子供に教える体験教室の方が、意味があるのでは。

事務局 棚田保全は、国土保全、治水、多面的機能の維持という意味合いが大きい。景観、伝統等。これは議員立法で時限的に出された法律。棚田を守ろうという法律である。

委員 井仁では無印良品がオーナーとなり、現在は棚田の管理しかできていないが、無印のお客を井仁に招待し、井仁の魅力を伝えられないかという取組を検討している。

委員 井仁集落と大学の連携は活動計画に入っていないのか。

事務局 加算は活動計画の中の一部を取り上げているので、計画にはしっかり入っていると思われる。

委員 棚田加算は条件不利地域の中の1パーツであるが、なぜ棚田だけ加算されるのかと。他の条件不利地域も国土保全であるが。やはり、棚田には特別に価値があるということなのだろうが、最終的には国土の保全が目的だと思う。インターンシップをしたからといってどうなるのかという疑問は当然あり得る。最終的に担い手がいれば何とかなる。こうした取組によって、定住は分からないが関係人口が増える。皆で守っていければ最終的には保全につながるということだろうと思う。

事務局 効率が悪い農地を守り続けていくにはどういう制度を作れば利用しやすいかというところでこの棚田加算ができたのだと思う。棚田は景観としても印象付きやすい。そういう間接効果もあって最終的に国土保全に繋がっていくことになると思う。

委員 安芸太田町だけなのか。

事務局 地域指定を受けている町は他にもあるが、活動計画の認定を受け加算まで取り組んでいるのは安芸太田町の3集落だけである。

委員 安芸太田町は地域おこし協力隊が入って交流事業を行っているので入りやすかったのではないかと思います。

委員 そば、ひまわり等ただの景観植物なのか。食べられないのか。

委員 食用ではない。そこまでの生産力は無いと聞いている。

委員 協定の要件等、全国一律の制度か。

事務局 活動計画は国の審査を通ったものになっておりその中から加算の取組は選ばれている。

委員 取り組んでいない市町とは。

事務局 基本的に農振農用地がある市町は取り組んでいる。農振農用地が無い安芸郡4町は取り組んでいない。

委員 中山間の交付金は不利な農地を助成し、所得補償を行うというのは分かる。なぜ多面的ができたのか。

事務局 多面的は急傾斜でも、緩傾斜でも交付を受けられる。被っていても受けられる。多面的はあくまでも作業に対する報酬なので単価が少ない。

委員 農業技術者数は減少しているが、耕地面積はそこまで減っていない。制度が功を奏していると考えて良いのか。

事務局 そうだと思う。

3 産地生産基盤パワーアップ事業について

(1) 産地生産基盤パワーアップ事業の概要

国のTPPの関連対策として、平成27年度の補正から取り組んでいる事業である。

毎年、国の補正事業として12月に実施がわかる。事業の趣旨は地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための施設整備や農業機械等を支援する事業である。「産地パワーアップ計画」には、事業の成果目標とその実現に向けた具体的な取組を記載することとなっている。具体的な目標は、生産出荷コストを10%以上低減すること、もしくは販売額を10%以上向上することが必要である。

具体的な支援内容としては、大きく分けて、整備事業と基金事業があり、整備事業については、水稻の乾燥貯蔵施設や野菜等の集出荷施設、農産物処理加工施設が建設できる。令和3年度に取り組む生産技術高度化施設（低コスト耐候性ハウス）も整備事業となる。

基金事業については、国から委託を受けた基金管理団体が、補助を一括管理し、都道府県の申請により配分する事業である。農業機械のリース導入や雨よけハウス等の生産資材の導入、果樹の改植等が対象となっている。支援対象者は、地域農業再生協議会が作成する「産地パワーアップ計画」に位置づけられている農業者、農業団体等である。補助率は、施設整備は、1 / 2 以内、農業機械リース導入は本体価格の 1 / 2 以内となっている。

令和 3 年度事業実施予定地区について、整備事業は、安芸高田市の青ねぎで取組主体は J A 広島北部であり、低コスト耐候性ハウスを 4 工区整備する計画である。基金事業として、J A 広島市が取組主体で、安芸太田町のほうれんそう、こまつな等の軟弱野菜ハウスを整備する。この事業は自力施工を前提としてパイプや被覆資材の購入を対象としている。その他、世羅町の参入企業や廿日市市の新規就農者、三次市の生産者が取り組むほうれんそう、府中市の新規就農者が取り組むアスパラガスのハウス資材の購入を対象に実施する。

(2) 事業実施地区一覧

安芸高田市の水耕栽培による青ねぎに取り組むクリーンカルチャーグループが、業務用ねぎの需要増加に対応するため、J A 広島北部が事業実施主体となり、新たに低コスト耐候性ハウスを整備して、生産拡大をめざすものである。

事業内容は、低コスト耐候性ハウスを 4 工区で、23,233.5 m²、事業費 535,095 千円、国費 243,225 千円である。

クリーンカルチャーグループは、平成 3 年から安芸高田市の農業者が集まり、農業専作で経営できる仕組みを考え、平成 4 年に 7 戸の農家が栽培面積 122a でスタートし徐々に構成員が増え、栽培技術の向上、販売力の強化に取り組まれ、令和 2 年度には、栽培面積 18.1ha、構成員 19 戸、売上は令和 2 年度に 12 億円となっている。今回は新規就農者 2 名、後継者 2 名が低コスト耐候性ハウスを導入し産地の生産拡大を図る。

産地の課題は、主に県内をはじめ中国地方や関西圏に販売し、関東圏へも販路を広げてきたが、近年増加している業務用ねぎの需要に対し十分確保できていないため、生産拡大により大都市圏を中心とした業務用ねぎの販売強化に取り組むものである。

質 疑

委 員 新規就農者 2 名以外の属性を教えてください。

事務局 新規就農者2名以外は、後継者2名の計4名になる。

委員 1人が1億円以上の事業に取り組んでいるということか。それなら凄いことだ。

事務局 そのとおり。JAからのリースで生産者にハウスを貸し付けている。

委員 後継者がいることが事業に取り組める要因だろう。

事務局 クリーンカルチャーグループが後継者、新規就農者を育成する仕組みを作っている。

委員 水耕栽培できれいなので、洗わなくてもそのまま食べられる。関東の生協等からも引き合いがあるのではないか。

事務局 生協向けには完全無農薬栽培で出荷している。

委員 今後、DXにも取り組んでいくのか。事業で導入されているのか。

事務局 ハウスの開閉、炭酸ガス濃度の調整に取り組んでいる。炭酸ガス濃度を高めて光合成を促進し、収量を上げることが施設園芸のトレンドになっている。今回の事業費にも含まれている。

委員 農業の方が中小企業よりもDXが進むのではないか。

事務局 農業もデータをどう管理していくかが課題となっており、県としても実証に取り組んでいる。

委員 工学部を卒業した人が農業に取り組む事例もある。

委員 関東まで出荷しているのなら、需要と供給をマッチさせた輸送システムまでできるかもしれない。

委員 青ねぎが少ないときは水耕でレタス栽培をしている。

委員 土耕の方が、苦みがあって、土耕には土耕の良さがあると聞いている。

事務局 業務用として出荷している。最初のころは苦みが少ないことがデメリットになると心配していたが、今は水耕栽培のうりになっている。

委員 産パ事業で高付加価値化に取り組んでいる事例はあるのか。

事務局 今回紹介した事例は、多くが販売額の向上に取り組んだものであり、高付加価値化に取り組んでいる事例は少ない。

委員 栽培面積が増えたから売上が上がっているということか。

事務局 そのとおり。

委員 低コスト耐候性ハウスと養液装置を導入しているが、大部分はハウスの事業費になるのか。

事務局 低コスト耐候性ハウスの方が大きいだろう。

委員 販売先の開拓はどうしているのか。

事務局 JA、全農が中心となっている。調製、袋詰めは（株）クリーンカルチャーが行っており、100名程度の雇用の場にもなっている。生産者は収穫までに専念することができる。